

落じん灰売払い（単価契約）仕様書

1 契約目的

この契約は、安城市環境クリーンセンターが排出する落じん灰の資源化のため、買受者へ売却することを目的とする。

2 事業内容

売渡者は落じん灰を備蓄し、買受者は売渡者からの引取依頼を受け、当施設に備蓄された落じん灰を引取る。その後、買受者は、引取った落じん灰から貴金属類の回収を行う。ただし、回収後の残渣物については、有価物として取引できないものであっても資源化・埋立等の処理を行うものとする。

3 契約履行期間

契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで

ただし令和8年9月1日から10月31日までは書類提出期間とする。

4 落じん灰引き渡し期間

契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで

5 事業場所

搬出場所 : 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
愛知県安城市根崎町長配71番地

貴金属類の回収場所 : 買受者の有する処理施設

残渣物の資源化等処理場所 : 買受者の処理委託する施設

(処理委託先は事前に必ず売渡者へ報告すること。)

6 売却品目

売却をする品目は、売渡者が運転管理を行う安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設（以下「当施設」という。）の炉下コンベヤから排出される落じん灰とする。

7 契約の方法

落じん灰のt当たりの売却単価（消費税及び地方消費税抜き）の単価契約とする。

8 搬出予定量

落じん灰約50t

ただし、本予定量は本契約における搬出量を保証するものではない。

9 落じん灰の積込作業の詳細

積込・搬出作業については、売渡者の業務に支障をきたさないように売渡者の指示に従い、下記の手順により行うものとする。

- (1) 売渡者の引取依頼を受け、引取数と同数の空のドラム缶を積載した搬出用の車両にて当施設に来所する（1回の引取数については50缶程度を予定しているが、その都度調整するものとする。）。
- (2) 売渡者の所有する計量機にて、空のドラム缶を積載した搬出用車両の重量を測定する。なお、計量の際に使用する計量カードについては売渡者より貸し出す。
- (3) 売渡者の指定した積込・搬出を行うスペースにて、空のドラム缶の荷下し及び落じん灰の入ったドラム缶の積込を行う。
- (4) 落じん灰の入ったドラム缶を積載した搬出用車両の重量を、売渡者の所有する計量機にて測定後、当施設より退所する。

また、上記に加え、売渡者が要求する場合は契約開始時に速やかに当施設へ60缶の空のドラム缶の搬入を行うこと。

なお、予定していたドラム缶の引取数と実際に引取るドラム缶の数が異なる場合、測定した重量に対して空のドラム缶の重量を足し引きすることで調整を行うものとする。

10 運搬等の経費

積込・運搬、その関連経費及びドラム缶の貸出は買受者の負担により行うものとする。ただし、売渡者の所有するフォークリフトは、売渡者との調整の上積込等の際に使用可能とする。

11 売却金額及び請求方法等

(1) 売却金額（税込）

搬出量（t）×本契約にて締結した単価（円/t）×税率＝売却金額（円）

(2) 請求方法等

第8項の計量数値に基づき毎月月末を締めとし、売渡者の請求があった日から30日以内に買受者が支払うものとする。

12 現場管理等

- (1) 重機・車両及び資材等の置場、積込・搬出路等については売渡者と協議し、他の工事及び売渡者の業務に支障が生じないように計画し実施すること。
- (2) 積込時間については、売渡者と協議の上決定すること。
- (3) 整理整頓及び清掃を励行し火災及び盗難などの事故防止に努めること。
- (4) 積込み時に積荷が飛散した場合、周りを清掃するとともに、運搬にあたっては積荷が飛散するおそれがあるときは飛散防止の対策を講じること。

13 復旧

他の設備及び既存物件などの損傷又は汚損防止に努め、万一損傷あるいは汚損した場

合は、買受者の負担で速やかに復旧すること。

1.4 提出書類

(1) 契約後提出書類

ア 運搬に使用する車両の自動車検査証及び車両の写真

イ 落じん灰の運搬先、貴金属類の販売先及び貴金属類回収後の残渣の資源化・埋立の処理委託場所を示した書類

(2) 報告書

各月の落じん灰処理後の発生品がどのように再利用（又は処分）されたか確認できる実績報告書を提出すること。各月の実績報告は2カ月以内に提出すること。

(ア) 処理量

(イ) 処理の方法

(ウ) 処理後の発生品の数量と処分方法

(エ) 処分物、再生物の基準適合に係る分析結果等

1.5 安全管理

(1) 作業員の安全と健康に留意し、保護帽、防塵マスク、安全靴など必要な保護具を着用し怪我のないように努めること。

(2) 作業用車両は、必ず有資格者が運転し、安全作業に努めること。

(3) 関係法令を順守し、事故のないように安全運転に心がけること。

1.6 疑義

業務の遂行に際して、疑義が生じた場合は売渡者と協議し、その指示に従うこと。

1.7 その他

本仕様書に明記されていない事項であっても事業遂行上必要と思われることについては、買受者の責任において売渡者の指示に従って処置を講ずること。